

薬学職
集団討論の課題

【令和3年1月26日実施】

これまで、薬剤を販売又は授与する場合には、その適正な使用を確保するため、薬局開設者が、その薬局で販売又は授与に従事する薬剤師に、「対面」により、服薬指導を行わせなければならないこととされてきました。

しかしながら、近年の情報通信技術の発達もあり、国家戦略特区での実証も踏まえ、令和2年9月からは制度上、「オンライン服薬指導」を行うことも可能となりました。

そこで、下記2点について、グループとしての意見をまとめてください。

①「オンライン服薬指導」の利点と課題

②薬局が地域の中で果たすべき機能を維持しつつ、「オンライン服薬指導」を実施するにあたり、大阪府として、薬局に対しどのような要請を行っていくべきか